

「こども性暴力防止法」に係る資格取得への影響についてのお知らせ

① 対象となる学科・資格等

教育・心理学科：教員免許、保育士資格

看護学科 : 教員免許

健康栄養学科 : 教員免許

② 実習前の犯罪事実確認について

法の施行後、実習を行う前に、特定性犯罪前科の有無の確認が求められる場合があります。

確認の結果、特定性犯罪前科があると判断された場合には、児童等に接する実習はできないこととなります。

③ 実習が行えない場合の資格取得への影響について

教育・心理学科：教員免許、保育士資格の取得ができません。

看護学科 : 教員免許の取得ができません。

健康栄養学科 : 教員免許の取得ができません。

④ 入学後の対応について

本学では、児童等に接する実習を行う見込みのある学生に対し、法の趣旨を理解していくだくため、

同意書（犯罪事実確認に関する同意）および

誓約書（特定性犯罪前科がない旨の誓約）

の提出をお願いする予定です。

これらの書類は、個人情報保護法に基づき適切に取り扱います。

本学への入学および資格取得を希望される方は、上記内容を十分にご理解の上、出願をご検討ください。